

# 業務改善助成金のご案内～事業場内で働く賃金の上げを支援します～

## 業務改善助成金とは

※申請期限：令和6年1月31日  
(事業完了期限：令和6年2月28日)

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上のため設備投資等を行った場合に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

事業場内  
最低賃金の  
引き上げ



設備投資等

機械設備導入、コンサル  
ルティング、人材育成・  
教育訓練など



業務改善助成金  
を支給  
(最大600万円)

 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

## 対象事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
  - 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
  - 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと
- 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます

## 対象となる設備投資

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

 コロナの影響により、売上高等が15%以上減少又は原材料の高騰など、社会的・経済的官許の変化等の外的要因により利益率が3%ポイント以上低下した特例事業者は助成対象経費の拡充も受けられます。

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が888円  
→助成率 4/5
- 8人の労働者を978円まで引き上げ  
(90円コース)  
→助成上限額 450万円
- 設備投資などの額は600万円。

480万円  
(=600万円  
×4/5)  
(設備投資費用×助成率)

>

450万円  
(=助成上限額)  
(90円コースの助成上限額)



450万円が支給されます

 事業場規模30人未満の事業者は引上げ額、引上げ対象労働者数により助成上限額が異なります。交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。

お問い合わせは業務改善助成金コールセンターまでお願いします。

0120-366-440

(受付時間 平日8:30~17:15)

